

局内監査(技術)結果の公表について

平成26年度から当局が発注する工事等の設計・施行における合规性、効率性、妥当性等の評価、業務プロセスの最適化を図ることを目的とした局内監査（技術）を毎年実施しています。局内監査を通じて、自律的なチェック体制を構築し、過誤発生の未然防止に努めています。



このたび、令和3年度局内監査（技術）の結果及び措置内容をお知らせします。

令和3年度局内監査（技術）の結果

○監査日程 令和4年2月16日 ～ 同年2月22日

○監査項目
（主な着眼点）

- （1）請負工事の施工体制（施工体制台帳、工事現場施工体制等チェックシート等）
- （2）施工管理（施工計画書、出来形管理、品質管理等、仕様書に基づいた施工管理等）
- （3）安全管理（荷役作業、土留設置、酸素欠乏危険場所作業、高所作業、保護具の着用等）
- （4）令和3年度定期監査における指摘事項の確認



令和3年度は行政委員会事務局による定期監査が実施されました。
令和3年度局内監査（技術）は、定期監査の対象とならなかった2所属
を対象に実施しました。

施工管理における提出書類に対する指摘



酸素欠乏危険作業を行うときは資格や専任が必要なんだよね？

そのとおり。酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならないんじゃ。



でも作業主任者技能講習を修了したことがわかる証明書が見当たらなかったんだ。

それと、酸素濃度測定記録表には測定点の記録が1点だけだったけど、これでいいのかな？

作業環境測定基準では、空气中的酸素濃度の測定点は5以上とすること、となっておるぞ。



【規範】

【酸素欠乏症等防止規則】

（作業主任者）

酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第二種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任しなければならない。

【作業環境測定基準】

（酸素及び硫化水素の濃度の測定）

測定点は、当該作業における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、五以上とすること。

〈措置内容〉

監督員に対しては、係内ミーティングにおいて周知徹底を行いました。受注者に対しては、初回協議の際に、酸素欠乏危険作業主任者を「有資格者実務経歴書」にて提出するように書面による通知と、施工立会時に「酸素濃度測定記録表」の確認を実施するようにします。

《継続的な取組み》

監督員に対しては、年度当初に係内ミーティング等の機会を活用して継続的に周知し、陳腐化しないように努めます。また、受注者に対しては、監督員から初回協議時に通知します。



適切な技術検査員の任命に対する指摘

完成検査を行った技術職員を確認したんだけど、主な工事内容が電気工事なのに、技術検査員の職種が機械職だったんだ。

でも、職種が違うのにわかるのかな・・・？



主な工事内容	技術検査員の職種
電気工事	機械職

これではしっかりと完成検査ができているのかわからないのう。

工事に対する知識や経験を十分有していることが前提になるんじゃないから、工事内容と同じ職種の職員が技術検査員として完成検査を実施すべきじゃ。



【検査業務の手引き 改訂版】

○検査（検収）の重要性

検査に従事する検査員は、絶えざる研さんによって検査の業務に精通し、検査能力の維持・向上に努めなければならない

○検査員の心構え等

契約内容である給付の適正な履行を確保するためには、的確で厳正な検査が必要



検査が確実になされるように留意し、適切と認められる者を検査職員に選定する。土木・建築・機械・電気に関する請負工事に対する的確な検査を実施するには、工事内容に即した技術的な知識や経験を有している専門職種の職員が技術検査員として、受注者の履行確認や成績評価を行う必要があるんじゃ。

〈措置内容〉

関係職員に対しては、周知徹底を行いました。検査員の選定時には、専門的な知識や経験を有する検査員を任命し、的確で厳正な検査を実施していきます。

《継続的な取り組み》

関係職員に対しては、年度当初に職場ミーティング等の機会を活用して継続的に周知し、陳腐化しないように努めます。

さいごに一つ。

これまでの定期監査等（大阪市監査委員監査）において、

「再発防止策全般について適宜その有効性を検証し、必要に応じて改善するなど、より実効性のある取組を進めること」と指摘をいただいたんじゃ。



この指摘は、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。
ってことだね。



そのとおりじゃ。

不適正工事が発覚し、水道局として再発防止策を掲げ、工事管理を行っているところである。

ただ、その再発防止策の効果・有効性を検証し、必要があれば改善する・・・工事の品質を向上させるためにはとても重要なことじゃな！

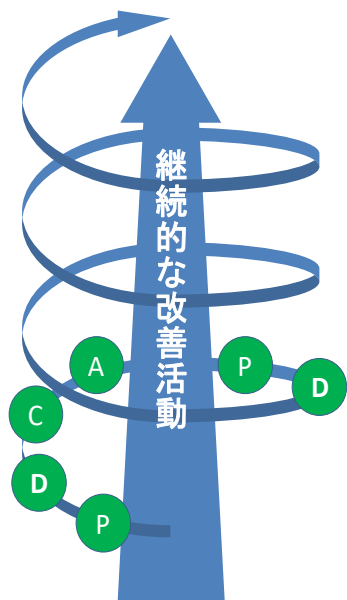


今回は、2事例を報告させていただきました。

監査担当は、最後に記載させていただきました「有効性の検証」が“肝”だと感じています。

有効性の検証とは、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。

様々な監査指摘に対する措置内容や継続的な取組みが実践され、効果的であるか、今後も『PDCA』を回すことで、工事の品質を向上できるよう継続的に取り組んでいきます。



P : Plan (計画)

D : Do (実行)

C : Check (評価)

A : Action (改善)

